

■公募委員候補者登録制度

項目	他自治体の事例	前回までの意見等を踏まえた事務局案	主な課題・論点等
<p>公募委員候補者登録簿への登録方法</p>	<p>○抽出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市 住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民（18 歳～99 歳）1000 人、年代ごとの抽出条件は無し ・朝霞市 住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民 1000 人 <p>○分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市 5 分野（企画部・総務部及び市民部、生活環境部、健康福祉部及び子ども政策部、都市整備部、教育部）第二希望まで聞き取る ・朝霞市 6 分野（総合政策部門、総務部門、市民環境部門、福祉・健康部門、都市建設部門、教育部門）第二希望まで聞き取る <p>○登録簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市 2 年ごとにアンケートを取り、登録簿を作成。（新しく作りなおす）※平成 24 年の募集は人数が少なかったために平成 25 年に再募集を行っている。（更新はなし） ・和光市 登録を更新する者は登録満了日の前日まで届け出を行う。 期間中に登録の変更・廃止を行う場合は随時届け出を行う。 	<p>■無作為抽出方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出数：1000 人 ・抽出方法：住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の町内に在住、通勤、通学するもの。18 歳～79 歳までのうち、18 歳～49 歳を 6 割、50 歳～79 歳を 4 割の割合で抽出。2 回目以降は登録者を除外して行う。 ・登録方法：アンケートにより、登録可と回答した者を登録。 ・登録内容：希望する分野（6 分野、第二希望まで）、出席可能な時間帯（曜日毎）、いずれもアンケート時に聞き取る。 ・登録期間：2 年間。2 年ごとに登録簿の更新を行う。 <p>■地域推薦方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区推薦：各行政区長に 1 名以上。40 代以下が望ましいか。依頼に当たっては、区長会等の場を利用し、説明を行う。 ・企業・大学推薦：各企業・仙台大学に依頼して 1 名ずつ程度の推薦をお願いする。 <p>■その他の登録方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人等の申し出により、随時登録も可能。また、登録削除や登録内容修正も可能。 <p>■登録簿の取り扱い等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録簿の登録内容：氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、希望分野、可能な曜日・時間帯、名簿登載期限、地域推薦・無作為抽出の別（等） ・登録簿に登録されている住民も、審議会等の公募があれば応募することが出来る。（登録したものと違う分野の審議会等が公募を行った場合など） <p>■登録しやすい（参加しやすい）環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等を開催する曜日・時間帯、託児環境を考慮する。（託児は社会福祉協議会で夜間以外は対応可能。夜間は NPO 法人に依頼が可能） ・広報紙、チラシ、文書などでお知らせする時に、審議会等委員経験者（特に公募委員）の声を載せるなど、工夫をする。 ・多少の専門性が求められるものについては簡単な事前説明会などを行う。 	<p>■無作為抽出方式</p> <p>○抽出年代について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年代は 10 代から 70 代までとしたが、適当か。年代ごとの割合は均等で良いか。（例えば 20 代～40 代の割合を多くするなど） ※若い人について、アンケート回収率が非常に低く、登録者をある程度確保するなら若い人の抽出数を多くすることも考えられる。 <p>○アンケート内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録関係に限定的にするか、住民の行政参加意識なども含めるか。 <p>■地域推薦方式</p> <p>○地域推薦の依頼人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区によって世帯数に差があるが、依頼人数は、世帯数を考慮すべきか。 ・2 回目以降のときの依頼はどうするか。 <p>■登録簿の取り扱い等</p> <p>○利用できる審議会等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“初期段階では条例で定められた審議会等を対象に登録簿の利用を行う。実施状況を見ながら 2 回目以降に要綱で設置された審議会等（委員会、協議会など）を対象にするか検討する”としていいか。 <p>○登録簿の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録簿に登録した住民は審議会等の公募があれば応募することが出来る。（登録したものと違う分野の審議会等が公募を行った場合など）
<p>公募委員候補者登録簿からの選任方法</p>	<p>○三鷹市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管課が登録簿の中から公募委員の承諾を得て選任。 ・名簿の登録順に声をかける。 ・登録簿で人数が足りない場合などは一般公募も行うことが可能。 <p>○朝霞市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任命権者が公募委員候補者の承諾を得て選任。 ・任命権者は当該審議会等の性質により年齢別、性別、地域別等を考慮して募集し選任することが出来る。 	<p>■委員承諾確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員を選任する際は、当該審議会等の所管課が公募委員候補者登録簿の中から公募委員の承諾を得て選任する。 ・承諾確認する順番は、登録順（名簿順）とする。新たに、同じ分野にかかる他の審議会等委員の選任をする場合、前回で承諾確認を行った（承諾の有無にかかわらず）登録者の次の登録順から確認を行う。 <p>■一般公募による選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合（必要な分野に登録者がいない。承諾者が少ない場合）は、公募委員の全部または一部について別途公募を行い、公募委員を選任することができる。 ・公募委員の就任制限については公募に関する共通基準に準ずる。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録簿から公募委員になった人がいた場合、その実績概要を広報紙・HP などで行い、次回の登録簿更新時までに町民に関心を持ってもらえるよう留意する。 	<p>■委員承諾確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催曜日や時間帯、地域、性別、年代などを考慮して選任しなければならない場合は、当該審議会等の所管課が名簿順に該当者を絞り込むこととするか。 <p>■登録簿から選任する時の面接等は必要か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録したうえで面接もあると敷居が高くなるのではないか。 ・一般公募は面接等があるが、事務局案では登録者は特にない。別にハードルを課すべきか、広く参加してもらうということを優先してハードルは課さないべきか。 <p>■行政参加の機会の均等性</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録簿による選任を基本とすることから、無作為抽出方式や地域推薦方式で対象にならなかった者は、一般公募を行わない限り、公募委員として参加することができないのではないか。

■審議会等分野分け（案）

総合政策分野	柴田町総合計画審議会
	柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会
	柴田町男女共同参画推進会議
総務分野	柴田町情報公開審査会
	柴田町個人情報保護審査会
	柴田町水防協議会
市民環境分野	柴田町環境審議会
	柴田町農政審議会
	柴田町商工振興審議会
福祉・健康分野	スポーツ推進審議会
	学校給食共同調理場管理運営審議会
都市建設分野	柴田町都市計画審議会
教育分野	障害児就学指導審議会
	社会教育委員
	文化財保護委員会